**町内会活動傷害共済制度の手引き**

**令和７年度版**

岡山市連合町内会

町内会活動傷害共済制度運営委員会

**１　保険契約団体** **岡山市連合町内会**

**２　代表者 岡山市連合町内会　会長　永見勝**

**３　加入保険・名称**　**スポーツ安全保険中の加入区分Ａ２に加入し、名称は「町内会活動傷害共済制**

**度」と称します。**

**４　加入対象者** 岡山市連合町内会の会員である学区・地区連合町内会長並びに学区・地区連合

町内会に所属する単位町内会において主体的に活動を行っている皆様です。

　　役員でなくても、町内会に所属して町内会活動を行う方は加入可能です。

**５　保険掛金** 　 **年会費　一人　８００円**

年度の中途加入の場合も同額です。また、中途解約の場合でも掛金の返還はありませんのでご了解ください。

**６　補償期間** 　 **補償期間は、毎年４月１日から翌年３月３１日までです。**

中途加入の場合は、事務局が加入申込手続きを行った翌日から翌年３月３１日までの補償となりますのでご注意ください。

**７　加入手続き** 　 単位町内会における手続き

加入書類は、２月末に学区・地区連合町内会長と単位町内会あてに送付します。加入希望者は、**「町内会活動傷害共済制度加入申込書」**に町内会ごとで加入者を取りまとめ、加入申込書と人数分の掛金を所属する学区・地区連合町内会長へ持参していただくか、又は直接事務局までご持参ください。

（※昨年度加入されていた方には、郵便振込用紙を同封しています。今年度より新たに加入される方で振込を希望される場合は、事務局までご連絡下さい。郵便振込用紙を送付します。振込とあわせて加入申込書を郵送してください。）

　 学区・地区連合町内会における手続き

所属する単位町内会から提出された場合は、加入申込書と掛金をまとめていただき、掛金と加入申込書を事務局へ提出してください。

掛金の送金方法は、同封の郵便振込用紙をご利用いただくか、直接現金をお持ちいただくか、いずれかの方法でお願いします。

単位町内会長を兼務していない学区・地区連合町内会長の場合

単位町内会用の申込書を使用していただき、１名の加入届となります。

**８　申込みの締切期日**

　　令和７年度は、次の日程により手続きを行ってください。

|  |  |
| --- | --- |
| 事務局への提出締切日 | 補　償　期　間 |
| 令和７年３月２４日 | 令和７年４月　１日～令和８年３月３１日 |
| 令和７年４月　７日 | 令和７年４月１４日～令和８年３月３１日 |
| 令和７年４月２１日 | 令和７年５月　１日～令和８年３月３１日 |
| 令和７年５月２４日 | 令和７年６月　１日～令和８年３月３１日 |
| 令和７年６月２２日 | 令和７年６月３０日～令和８年３月３１日 |

単位町内会にあっては、上表の締切日に間に合うように学区・地区連合町内会長経由で提出するか、又は直接事務局までご持参ください。

（※昨年度加入されていた方には、郵便振込用紙を同封しています。今年度より新たに加入される方で振込を希望される場合は、事務局までご連絡下さい。郵便振込用紙を送付します。）

**９　補償の内容** 　　安い掛金で大きな補償を基本に導入する共済制度を採用しています。補償の

内容は、傷害保険・賠償責任保険・突然死葬祭費用保険の３本柱の補償となっています。

それぞれの補償額については、「町内会活動傷害共済制度のご案内」の「②掛金・補償額」をご覧ください。

**10　補償の対象となる事故**

**傷害保険**

町内会が年間行事計画に基づき開催する行事又は参加する行事(以下「町内会活動」という)中に発生した事故に対して補償されます。当該行事の準備・後片付け中の事故も含みます。

　　(例)

　　◎総会、役員会・研修会、防犯・防火パトロール、交通安全、清掃活動、資源回収、

回覧物の配布、町内会費の集金等

　　　　　　◎町内会の代表として、町内会長の承認を得て、国・県・市の行政機関及び町内会

以外の各種団体が行うイベント活動、会議、研修会、講習会の参加中に発生した

事故。

　　◎行事開催場所への途上中の事故については、自宅を出て会場までの往復途上の事

故に対して補償されます。但し、通常の移動経路を逸脱した場合については補償の

対象外となります。

　　　　　　 傷害保険金額

　　　　　　　死亡 　　２，０００万円（事故の日を含めて１８０日以内の死亡）

　　　　　　　後遺障害 　　最高３，０００万円（程度により３％～１００％）

　　　　　　　入院 　　日額４，０００円（１８０日程度）

　　　通院 　　日額１，５００円（３０日程度）

　　　※手術の種類に応じて手術保険金が入院保険金に加算されて支払われます。

**賠償責任保険**

　町内会活動中、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりしたときに、

法律上の賠償責任を負うことによって被った被害を補償します。但し、自動車事故の場合は、対物・対人補償は自動車賠償保険が優先しますので補償の対象になりません。但し、被保険者自身のケガは上記の傷害保険の対象となります。

　　　　　　　 賠償責任保険金額

　　　対人・対物合算して１事故につき５億円。但し、対人は１人１億円が限度。

**突然死葬祭費用保険**

　　　町内会活動中の突然死（急性心不全、脳内出血など）に際し、家族が負担し

た葬祭費用を１８０万円を限度として補償します。

**11　補償の対象とならない事故**

・町内会活動中以外の事故

　　　・加入者の故意又は重大な過失、法令違反による事故

　　　・飲酒・酒気帯運転、無資格運転による事故

　　　・町内会活動中以外の心不全・脳疾患・心神喪失による事故

　　　・ムチウチ・腰痛などで医学的他覚所見のないもの

　　　・地震、噴火、洪水、津波などの天災。戦争、変乱、暴動、労働争議など

による事故

・補償期間外や日本国外での事故

**12　事故が起こったら**　・速やかに**東京海上日動の中四国スポーツ安全保険コーナー**へご連絡いただくか、又は事故発生通知書(ハガキ)に所要事項を記入の上、発送してください。

**電話：０１２０－７８９－０８５**

　　　　　　　　　　　・届出に際し必要な事項は次のとおりです。

(１)団体名 岡山市連合町内会

(２)代表者名 会長　永見勝

(３)電話番号 (０８６)８０３－１０６３

(４)負傷者の住所（又は加害者、物損の場合は所有者）、氏名、年齢、電

話番号

　　　 (５)加入依頼番号

　　　 (６)加入区分は、「**Ａ２**」です。

　　　 (７)加入手続き日

　　　 (８)事故の日時、場所、状況

　　　 (９)傷害又は死亡（物損の場合は現場写真、修理見積書）の内容

　　　 (10)医療機関名、治癒(見込み)期間又は死亡原因

　　　届出されますと、保険金の請求に必要な書類一式が直接送付されます。

**(注１)事故発生通知書(ハガキ)が必要な場合は、送付いたしますので**

**事務局までご連絡ください。**

**岡山市連合町内会事務局　(０８６)８０３－１０６３(直通)**

**(注２)加入依頼番号は、所属する町内会長又は事務局へ連絡してください。**

**(注３)代表者印は、事務局で押印しますので、請求書を事務局までご持参**

**ください。**

**(注４)賠償責任においては、示談交渉は加害者である被保険者に行ってい**

**ただきますが、事前に東京海上日動と十分相談してください。東京海上日動の承認を得ないで示談された場合は、保険金の全部又は一部が支給されない場合がありますのでご注意ください。**

**13　加入手続きについて**

**加入手続きについてのお問い合わせ先は、次へご連絡ください。**

**加入申込書に記載いただいた情報は、保険の手続きと事務連絡以外には使用しません。**

**岡山市連合町内会事務局**

**電話：(０８６)８０３－１０６３(直通)**